

(様式第2号)

会 議 録

会 議 の 名 称	第6回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和6年5月16日（木） 午後1時00分から午後1時21分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	☒ 可・一部不可 ・不可
事務局（担当課）	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	1名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第 6 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1 . 日 時 令和 6 年 5 月 1 6 日 (木) 午後 1 時 0 0 分から午後 1 時 2 1 分

2 . 場 所 島本町役場 3 階 委員会室

3 . 議事日程

【報告】

①農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書について

【審議】

①令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

4 . 出 席 者

(委 員)

会長	好本 勲	会長代理	馬場 治人	委員	井上 謙一
委員	小西 一成	委員	下村 清次	委員	白藤 美穂子
委員	中村 清司	委員	藤澤 すなほ	委員	向谷 悟
委員	森村 実	委員	横山 豊		

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	参事	内山 蔵人
担当	大森 隆雄				

5 . 欠 席 者 3 名

6 . 傍 聴 人 1 名

農業委員会会長 好本 勲

令和6年度 第6回 島本町農業委員会議事録

〈事務局〉

それでは定刻になりましたので、ただいまから第6回島本町農業委員会を始めさせていただきます。

恐れ入りますが、着席にて進行をさせていただきます。

本日の案件でございますが、報告案件が1件、審議案件が1件となっており、事前に資料は郵送させていただいております。

それでは本会議規則第6条の規定により好本会長に議長をお願いします。

好本会長をお願いします。

〈会長〉

はい、皆さん こんにちは、ご苦労様です。

いよいよ田植え前になるので忙しい時期になりましたけれども、今年は温かいので、ジャンボタニシの被害が非常に増えそうなのでご注意くださいというところです。早速、審議の方入りたいと思います。

それでは審議に入る前に委員の出席状況について報告いたします。

14人のうち、出席委員11名・欠席委員3名であり、島本町農業委員会会議規則第7条の規定により本会は成立しておりますことを報告いたします。

次に、傍聴者はいますでしょうか？

〈事務局〉

傍聴者が1名おられます。

〈会長〉

はい、審議に入る前に委員会を傍聴の申し出がありますが、傍聴を認めることでよろしいでしょうか？

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

異議なしとお声をいただきましたので傍聴を認め、入室を許可します。

それでは審議に入ります。

報告案件1件でございますが、一括して事務局からの説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、1ページをお開きください。

まず、1ページ目でございます。農地法第4条第1項第8号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、報告案件①の1件をご報告させていただくものでございます。

本件は高浜一丁目の合計1筆の農地について、転用の届出が提出されたものです。木造住宅の建設のための転用となっております。なお、当案件は、農地転用届の提出もれの農地であったことから顛末書を添付していただいたうえ、届出を受理したものでございます。

以上が、農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございました。

以上、各報告案件についてご説明させていただきました。

簡単ではございますが、事務局からのご報告は以上でございます。

〈会長〉

ただいま事務局の説明がありました案件について、委員の皆様からご意見、ご質問があればお受けいたします。

はい、特に発言がないようですので報告を受けたものとします。

それでは報告の議事が終了いたしましたので、審議案件に入ります。

事務局の方から説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、7ページをお開きください。令和5年度目標の点検・評価の案でございます。

各数値については、令和5年3月農業委員会にて、令和5年度の目標として立てたものでございます。

まず「Ⅰ 農業委員会の状況」の「1 農業委員会の現在の体制」でございます。

任命年月日は、令和2年7月20日、任期満了年月日は、令和5年7月19日、定数は14名、実数は13名、うち、認定農業者に準ずる者が1名、女性委員が2名、中立委員が1名となっております。こちらは、さきほど申し上げたとおり、令和5年3月に作成したものでございますので、旧委員のデータが記載されております。下に移りまして、「2 農家・農地等の概要」についま

しては、大阪府より情報提供があった２０２０農林業センサス、耕地及び作付面積統計に基づいて記載しているものが大部分となっておりますので、詳細な説明は省略させていただきますが、若干補足説明をさせていただきます。

一番下の表で耕地面積が３９ｈａとなっておりますが、この数字は、耕地及び作付面積統計の面積となっております。

では、実績について確認してまいります。

８ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の実施状況」という項目でございます。一番上の（１）農地の集積①現状及び課題をご覧ください。

これまでの集積面積として、０．３６ｈａと記載しております。こちらは、農業経営基盤強化促進法を適用し、耕作者に貸し出されている農地の合計面積が記載されております。

その下の②目標をご覧ください。令和５年度、集積目標は０．９８ｈａと設定しておりました。目標には届かなかったものの、高浜地区において、認定新規就農者法人による集積を進めることができましたので、一定の成果があったと事務局では考えております。

８ページの下段をご確認ください。（２）遊休農地の発生防止解消①現状及び課題と②目標でございます。管内の農地面積３９ｈａのうち０．０２ｈａが遊休農地となっており、解消目標を０．０２ｈａとしておりました。９ページの真ん中の箇所④その他をご覧ください。解消に向けて、令和５年度は、農地パトロールを１０月に行いました。その結果ですが、上の箇所に記載された③実績のとおり、令和５年度においては、遊休農地を解消することはできませんでした。しかしながら、現在のところ、新たな遊休農地の発生防止は出来ておりますので、真ん中の箇所にある点検結果とさせていただきます。

９ページの下段をご覧ください。新規参入の促進に関する評価でございます。目標の農地面積として、０．０１８ｈａとしております。１０ページの上段③実績をご覧ください。令和５年度については、新規参入者２経営体、面積

は約0.38haとなりました。

③の点検結果に記載しておりますとおり、これまでございました認定新規就農者制度に加えて、下限面積撤廃後の新規参入基準を定めました。そのような取り組み等の結果、目標を達成することができたので、期待以上の成果が得られたと事務局では考えております。

次に10ページの2 最適化活動の活動目標という部分の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標をご覧ください。一人当たりの活動日数を月7日、最適化活動を行う農業委員の人数を13人、活動強化月間の設定回数を3回としております。

活動強化月間の実績については、10ページの下段のとおり、概ね計画どおりに進みました。

11ページをご覧ください。新規参入相談会の参加については、目標1回としておりましたが、実績としてはゼロとなっております。ただ、新規参入相談会という形では実績がございましたが、高浜地区における新規就農事業については、大阪府や大阪府農業会議等と連携を図りながら、進めることができました。

11ページの下段をご覧ください。大阪府や国の基準に基づいて各項目を点数化した結果から導いた、農業委員会としての目標の達成状況の評語を記載しております。目標に対して期待どおりの成果が得られたとなっております。こちらは新規参入の促進を進めた結果が大きかったと考えており、農業委員会として一定の成果をあげることができた事務局では考えております。

さらにその下の推進委員等の点検・評価結果をご覧ください。

こちらは、皆様からご提出いただいた活動記録簿等の結果を基に、国及び大阪府からの基準から算出したものです。期待を上回る結果が一人、期待どおりの結果が1人、やや下回る結果が12人となっております。この結果については、活動記録以外に、遊休農地の解消や農地集積等の点数割合がある程度高か

ったこと、また開発の影響等により、農地が大幅に減少した地区や、農地を有していない中立委員等も同様に扱うという厳しい条件のなかで、当初の想定よりは、低めの評価となってしまいました。ただ、新しく委員になられた方も多くなか、これまで実施してきた農林業祭に加えて、地域計画、新規参入者への対応など新規事業についても種々ご尽力いただきました。そのため、多くの委員の方が、適切な活動をされた年度であったと事務局では考えております。なお、委員の改選があったため、個人ごとで、全て評価することが難しかったので、地区ごとないしは中立委員に分ける等したうえで、点検・評価を行っております。

次に12ページをお開きください。

こちらは、事務の実施状況を記載しております。

令和5年度は、5月、7月、11月、2月、3月に総会を行いました。

2の農地法第3条に基づく許可事務については、世帯間の所有権移転があったため、実績1件、3農地転用に関する事務については、市街化調整区域の農地転用申請及び許可があったため、実績1件としております。

4違反転用の対応については、解消面積実績0とありますが、農地パトロール等に違反転用の早期発見等に努めたことから、実施した活動内容として記載しております。

なお、本件について、委員の皆様から事前にご質問等はいただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

〈会長〉

はい、ただいま事務局から説明がありました案件について、委員の皆さんからのご意見がございましたら伺います。

はい、特に発言がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか？

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

はい、異議なしの方の声をいただきましたので採決に入ります。

令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況の状況その他事業の実施状況の公表について、承認される方は挙手をお願いします。

〈会長〉

はい、ありがとうございます。全員挙手により本件は承認されました。

以上で本日の審議案件が終了いたしました。委員の皆さんからその他何かございますでしょうか？

はい、ないようですので、事務局から何かございますでしょうか？

〈事務局〉

事務局から２点連絡がございます。

まずお詫びと訂正がございます。

令和５年度３月に審議した令和６年度最適化活動の目標の設定でございます。まず、本日配布しておりますお手元の資料で１９ページと書かれたページ

をお開きいただき、一番上の表の赤字箇所をご覧ください。これまでの農地集積面積を0.74haとしておりましたが、農林水産省経営局長からの通知文を再度確認したところ、現在は、さらに厳しい基準が定められていることが判明しました。そのため、本町では認定新規就農者の農地のみ、集積化の対象となるため、これまでの農地集積面積を0.30haに変更させていただきます。それに伴い、いくつか変更箇所がございます。同じページの②目標の赤字の箇所をご覧ください。今年度の新規集積面積 0.17ha、今年度末の集積面積（累計）0.47ha、今年度末の集積率を4.26%に変更させていただきます。次に、20ページと記載された最後のページをお開きいただき、

（3）新規参入の促進で赤字となっております箇所をご確認ください。この②目標の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、0.17haに変更させていただきます。

お手数をおかけして大変申し訳ありませんが、令和6年3月開催分の議案書P17～P20を本日配布しておりますものへ差し替えさせていただきますようお願い申し上げます。

次に、農業委員会の終了後ですが、有志の方にて、①竹林に係る困りごと②竹林整備について、お話し合いをしたいと存じます。できるだけ短時間かつフランクな話し合いの会にしたいと存じますので、お時間ございます方は、ご参加いただけたら幸いです。なお、農振の総会に参加されます方等は、会の途中にて退席していただいても差し支えございませんのでよろしくお願いいたします。なお2時から農振の総会がございますので、その辺の関係から長くても1時50分までとさせていただきますので、その点はご了承の方お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

〈会長〉

はい、他に特にございますでしょうか？

ないようですので、これで議長を解任させていただきます。どうもありがとうございました。ご協力ありがとうございました。

〈事務局〉

それでは以上をもちまして第6回島本町農業委員会を閉会いたします。

本日はお忙しいところありがとうございました。お疲れさまでございました。